

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（案）

（通 則）

1. 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、医療施設の耐震診断を実施すること等により災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、医療事故調査結果の収集・分析、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等に必要な経費を補助することにより医療の安全の確保を図ること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、医療の質向上活動を担う中核人材の養成、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備すること、死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度等推進のための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うこと、生涯を通じて国民が健康で質の高い生活を営むために、8020運動及び口腔保健の推進に係る経費を補助することにより、各地域における歯科保健医療対策に関する取り組みの推進を図ること、患者毎の治療内容や治療効果等を登録す

るデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること、新専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催の支援及び専門医に関する情報データベース作成等に必要な経費を補助することにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ること、医療機関における医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ること、国連機関等が途上国向けの医薬品・医療機器を調達する際に必要とする、WHOによる事前認証（Prequalification）の取得や途上国向けWHO推奨医療機器要覧（Compendium）への掲載を我が国の企業が行うことにより、高品質な日本の医薬品、医療機器の国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、相手国の医療水準の向上に貢献することで、国際社会における日本の信頼を高めることによって、日本及び途上国等の双方にとって、好循環をもたらすこと、電話医療通訳の団体契約を通して医療機関における電話医療通訳の利用を促進するための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ環境を充実させていくこと、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築するための経費を補助することにより、今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据えた更なる体制整備を効果的に行うこと、地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営を行うための経費を補助することにより、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理や対応方針を策定すること、医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口の設置・運営を行うための経費を補助することにより医療機関等の外国人対応への支援を行うこと、歯科医療関係者に対する感染予防に関する講習会に要する経費を補助することにより、歯科医療の安全の確保を図ること、歯科補てつ物製作過程等の情報提供を推進することにより、国民にとって安心・安全な歯科補てつ物等の普及・推進を図ること、歯科衛生士の復職支援等を行う研修施設の整備・運営等に要する経費を補助することにより、歯科衛生士の復職支援・離職防止等を推進すること、歯科技工士の離職防止等を行う研修施設の整備・運営等に要する経費を補助することにより、歯科技工士の人材確保を図ること、歯科医療機関の歯科専門職による医療・介護関係職種を対象とした研修を実施するための経費を補助することにより、医療機関等での口腔機能管理の実践を推進すること、医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援及び勤務負担軽減等に必要な経費を補助することにより、医師偏在の解消を図ること、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第1項第11号に基づき、年1回実施することが特定機能病院に義務づけられている特定機能病院間の相互ピアレビューに係る事務局経費を補助することにより、特定機能病院の医療安全の向上を図ること

と、都道府県で実施されている#8000 事業における相談内容等の情報の収集・分析事業に要する経費について補助することにより、#8000 事業における相談員の質の向上等を図ること、勤務環境改善に関して先進的な取組を実施している医療機関の取組を好事例として収集し公表することにより、他の医療機関が自主的に同様の取組を行うことを支援し、勤務環境改善の取組を促進すること、臨床研究中核病院が備える臨床研究支援基盤を日本全体の臨床研究基盤へと押し上げ、その基盤が活用されることにより日本発の有望な革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元できる体制を強化すること、妊産婦の医療情報等をモニタリングし、現場の医師等に対し適切な助言を行うシステムの体制整備を促進することにより、産科医療に従事する医師の勤務環境の改善をすること、厚生労働大臣が、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うこととなったことを受け、当該認定を受けた医師に対して、医師少数区域等での勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図ること、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点（総合診療医センター）を都道府県横断的に整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に行うことにより、地域医療の現場に総合診療医を充足させること、診療に従事する医師・歯科医師に対し、遺体を使用した手術手技向上のための研修を実施し、広く普及させることにより、医療技術や医療安全の向上を図ること、女性医療職等がキャリアと家庭を両立出来るような取り組みを構築する機関を選定し、普及推進可能な効果的支援策モデルを構築するための経費を支援することで、女性医療職等の働き方支援の充実を図ること、高品質な日本の医薬品、医療機器及び医療サービスの国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、日露両国民の健康寿命の延伸を図ることで、日露双方にとって、好循環をもたらすこと、補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための基礎的な研修を実施するとともに、消費者が補聴器の機能や使用方法などを十分に理解した上で購入し、安全で効果的に使用できるよう、補聴器に関する情報等について普及啓発を行うことにより、補聴器の安全で効果的な使用に資すること、特定機能病院の承認要件の見直しに関連して、特定機能病院の医療安全確保を図るため、医療安全管理に精通した管理者、医療安全管理責任者などを養成すること、病院薬剤師を活用した医師等からのタスク・シフティング等にかかる先進的な取組を収集し、その好事例を全国に普及することにより、医師等の働き方改革の推進を図ること、e ラーニング（看護教員等養成支援事業（通信制教育）学習サポートシステム（以下、「学習システム」という。））を活用する

とともに、看護基礎教育検討会やワーキンググループでの検討内容を踏まえ新たな学習システムの内容を作成し、これにより、専任教員・教務主任となるための要件を満たしていない未受講教員の解消を図るとともに、専任教員・教務主任養成講習会及び実習指導者講習会の質の確保を図ること、在宅での看取りにおける医師によるICTを利用した死亡診断等に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修等を行うこと、創意工夫を凝らした効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資すること、候補者の日本語学習を含む看護師国家試験の受験に向けた効果的・効果的な学習を支援するため、eラーニング等を活用した日々継続的な自己学習が可能となる学習環境の提供、定期的な集合研修、学習指導などにより、候補者の学習を総合的に支援すること、看護職員がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関等の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定するとともに、先進的な取組を行う医療機関等を表彰し、取組の周知等を実施すること、看護師の特定行為研修の質の担保を図るため、当該研修制度の趣旨及び内容等について、指定研修機関や、指定研修機関と連携して実習等を行う施設における指導者の理解を促進し、効果的に指導を行うことのできる指導者育成を図ること、看護師の特定行為研修の質の担保を図るため、当該研修制度の趣旨及び内容等について、指導者講習会を企画・実施する者（指導者リーダー）の理解を促進し、効果的に指導者講習会を行うことのできる指導者リーダーの育成を図ること、看護師の特定行為研修における指定研修機関、協力施設、受講者（看護師）、特定行為研修を修了した看護師等に係る実態把握や課題の抽出・整理・分析等を実施することにより、特定行為研修制度の円滑な実施及び研修修了者の確保につなげること、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの）の設置準備や運営を支援することにより、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図ること、看護師の特定行為研修制度の円滑な実施、研修受講者の確保及び研修修了者の活躍推進を図るための方法等を検討する検討委員会を設置し、指定研修機関の情報共有や当該研修制度の普及・理解促進を目的とするシンポジウム等の開催やパンフレットの作成等を行う。また、効果的で利便性の高いポータルサイト運営のため、指定研修機関及び特定行為研修修了者からの情報収集や検討委員会での検討結果を踏まえ、ポータルサイトを設置・管理・運営すること、異状

死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について検証を行い、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿等の公衆衛生の向上に資すること、平成26年6月に閣議決定された死因究明等推進計画において、検案の実施体制の充実が求められていることから、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学を専門とする医師に相談出来る体制を構築し、死因統計の正確性の向上等に資すること、訪日外国人が日本で亡くなった場合や災害時、感染症流行時において死後変化の進行を防止するエンバーミングを行うに当たって、外国人の死体の取扱いのほか、災害や感染症対策に関する知識が必要となることから、厚生労働省においてエンバーミングを対象とした研修を実施し、公衆衛生の向上を図ること、「通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（平成29年9月12日付け医政発0912第1号厚生労働省医政局長通知）（以下、「ガイドライン」という。）において、遠隔からの医師による死亡診断等がなされた全例について、厚生労働省において、原則として全例を把握し、適切に実施されているかどうかを検証することとされていることから、当事業で、医師による遠隔からの死亡診断等が実施された事例を検証するとともに、ガイドラインの見直しの議論を行い、死亡診断体制の充実を図ること、厚生労働省において開催された「統合医療」のあり方に関する検討会の提言を受けて、学術的観点から中立的立場で、「統合医療」に関連する情報を収集・評価・情報発信することのできる能力を有する第三者機関において、「統合医療」の研究成果の収集・評価や情報発信などの業務を行うこと、疾患登録システム（患者レジストリ。以下「レジストリ」という。）のうち、患者数が少なく治験が難しいこと等により、必ずしも医薬品、医療機器等の開発が円滑に進んでいない、希少疾病・難病領域及び小児領域等を対象に構築されたレジストリについて、同領域における医薬品等の開発等に資するための改修を支援することにより、当該同領域における医薬品等の開発等を促進しつつ、レジストリの利活用を促進すること、わが国において、小児領域における医薬品の開発が遅々として進んでいない状況を踏まえ、医療現場の優先順位リストをまとめ、製薬企業や製薬企業関連団体に開発の要望を行い支援することにより、医薬品の開発を促進し、わが国の保健医療の向上に資すること、OSCEの公的化に対応できる模擬患者・評価者を養成する経費等を支援すること、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖を行う権限が付与され、検死への立ち会い及び死体検案件数の増加が見込まれることから、死体検案業務の充実を図るため、検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に講習会を開催し、検案医の死体検案能力の向上を図ること、今後女性医師数が急増していくと予想される中、出産や育児により離職せざるを得ない状況を踏まえ、パートタイム勤務など女性医師等（女性医師支援に資す

る育児等に参加する男性医師を含む。)がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進やキャリア形成の支援を図り、離職防止・再就業支援を行うことによって、医師確保対策に資すること、看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護師等の不足解消及び在宅医療の推進に寄与すること、「看護の日」30周年と看護職の地位向上等を目的とした世界的キャンペーンである Nursing Now の日本における推進を図るための記念行事等を実施・支援することにより、国民の看護と看護職に対する理解を深めること、経済連携協定等の趣旨に則り、受入れ施設において適切な就労・研修が行われることを確保することで、外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れ実施のための環境を整備すること、我が国の公的医療保険制度についての経験の移転等を着実に実行すること、異状死等の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科等医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施するとともに、死亡時画像診断の有効性等の検証を行い、死因究明体制の充実を図ること、医療安全支援センターに寄せられる苦情及び相談等に適切に対応するため、相談員等に対し、専門的知識や技能に関する研修を行うとともに、教訓的事例等に関する調査・分析及び情報提供並びに全国医療安全支援センター協議会の設置による情報交換等を行うことにより、医療安全支援センターを総合的に支援すること、医療事故調査等支援団体(以下「支援団体」という。)が組織した支援団体等連絡協議会において、病院等の管理者が、医療事故に該当するか否かの判断や医療事故調査等を行う場合に、参考とすることができる標準的な取扱いについて意見交換を行うこと等を通じて、医療事故調査制度の運用の改善を図り、医療事故が発生した病院等の管理者が行う医療事故調査への支援を行うことにより医療の安全の確保に資することを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(2) 医療施設運営費等補助金(公募)

⑥ 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

令和2年9月24日医政発0924第14号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額と

する。（ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）

(2) 医療施設運営費等補助金（公募）

⑥総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
57,300千円	総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費（システム運用に係る経費） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

（交付決定の下限）

5. 3の事業について、4により施設（地区等）ごとに算出された額が、別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

（別 表）

事業名	下限額
	千円
(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）	

① へき地保健医療対策事業等	
ア. へき地医療支援機構運営事業	372
キ. へき地保健指導所運営事業	205
③ 災害医療対策事業等	150
ア. 医療施設耐震化促進事業	
⑭ 感染症指定医療機関運営事業	42

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

(別 表)

区分	事業名
医療提供体制確保対策費	(1) 医療施設運営費等補助金 (都道府県) ① へき地保健医療対策事業 ② 救急医療体制強化事業 ③ 災害医療対策事業 ④ 産科医療確保事業 ⑤ ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業 ⑥ 医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業 ⑦ 8020運動・口腔保健推進事業 ⑧ 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業 ⑨ 専門医認定支援事業 ⑩ 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業 ⑪ 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業 ⑫ 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業

	<p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① #8000情報収集分析事業 ② 歯科医療関係者感染症予防講習会 ③ 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業 ④ 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 ⑤ 歯科技工士の人材確保対策事業 ⑥ 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業 ⑦ 実践的な手術手技向上研修事業 ⑧ 女性医療職等の働き方支援事業 ⑨ 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業 ⑩ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業 ⑪ 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 ⑫ 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業 ⑬ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業 ⑭ 日露医療協力推進事業 ⑮ 医療の質向上のための体制整備事業 ⑯ 臨床効果データベース整備事業 ⑰ 補聴器販売者の技能向上研修等事業 ⑱ 特定機能病院管理者研修事業 ⑲ 病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業 ⑳ 看護教員等養成支援事業（通信制教育） ㉑ ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 ㉒ 看護職員確保対策特別事業 ㉓ 外国人看護師候補者学習支援事業 ㉔ 看護業務効率化先進事例収集・周知事業 ㉕ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 ㉖ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業
--	---

	<p>⑳ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業</p> <p>㉑ 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業</p> <p>㉒ タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業</p> <p>(3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)</p> <p>① へき地巡回診療車(船)運営事業</p> <p>② 専門医に関する情報データベース作成等</p> <p>③ OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業</p> <p>④ 死体検案講習会委託費</p> <p>⑤ 女性医師支援センター事業</p> <p>⑥ 中央ナースセンター事業</p> <p>⑦ 「看護の日」30周年記念とNursing Now Campaign in Japan推進事業</p> <p>⑧ 外国人看護師受入支援事業</p> <p>⑨ 医療技術等国際展開推進事業</p>
感染症対策費	<p>(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)</p> <p>⑭ 感染症指定医療機関運営事業</p>
医療安全確保推進費	<p>(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)</p> <p>⑬ 異状死死因究明支援事業</p> <p>(2) 医療施設運営費等補助金(公募)</p> <p>⑳ 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業</p> <p>㉑ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業</p> <p>㉒ 認定エンバーマー養成研修事業</p> <p>㉓ 情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業</p> <p>㉔ 「統合医療」に係る情報発信等推進事業</p> <p>㉕ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</p> <p>(3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)</p> <p>⑩ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業</p> <p>⑪ 死亡時画像読影技術等向上研修費</p>

	⑫ 医療安全支援センター総合支援事業 ⑬ 医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業 ⑭ 医療安全推進事業
医療技術実用化等推進費	(1) 医療施設運営費等補助金 (都道府県) ⑮ 臨床研究総合促進事業 (2) 医療施設運営費等補助金 (公募) ⑯ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業 ⑰ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業

- (2) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア. 補助事業者が地方公共団体の場合
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年

間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第8号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (11) 都道府県及び3の(2)の⑩又は㉑の事業を実施する者は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、3の(1)の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、

「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。

- (14) 3の(2)の⑩又は㉑の事業を実施する者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「3の(2)の⑩又は㉑の事業を実施する者の長」、「国庫」とあるのは「3の(2)の⑩又は㉑の事業を実施する者」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「3の(2)の⑩又は㉑の事業を実施する者の長の承認」と(10)中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (15) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (16) (14)により付した条件に基づき3の(2)の⑩又は㉑の事業を実施する者の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (17) 間接補助事業者又は(13)により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (18) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 3の(1)の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第4号様式による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、第4号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 3の(2)の事業

補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、別途公募により

選定された日から7ヶ月以内に厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 3の(3)、(4)の事業

補助事業者は、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度10月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(1)のイ、(2)から(3)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 3の(1)の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃

止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 3の(2)の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第5号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 3の(3)、(4)の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第6号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

。

(補助金の返還)

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13. 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

なお、3の(1)㉑の事業について、精算交付申請を行う場合は、別途指示する期日までに、第7号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。